デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく人事院中長期計画

人事院行政情報化推進委員会決定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022年（令和4年）8月31日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2022年10月5日最終改定）

# 1.基本事項

(1) 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定。以下「重点計画」という。）に基づき、人事院の保有する情報システムの整備及び管理、デジタルを活用したワークスタイル等の実現に向けた取組等を記載することにより、人事院におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。

(2) 現状と課題

人事院は７の情報システムを保有しているが、そのうち、４の情報システムについては、今後、システム更改の予定はなく、運用フェーズとなっている。これらの情報システムの整備及び管理に当たっては、システムごとの現状を的確に把握・分析した上で、業務効率化及び運用コスト削減の取組を引き続き推進していく必要がある。

一方、以下の３の情報システムについては、現在、システム更改もしくは新規開発の段階にあり、人事院におけるデジタル業務効率化を進める上で、非常に重要な局面にある。

(a) 人事院ネットワーク

人事院ネットワークは、人事院職員向けの基幹ＬＡＮシステムであり、旧システムは2022年（令和４年）９月30日までの契約となっているところ、同年８月29日から、デジタル庁が構築するガバメントソリューションサービス（以下「ＧＳＳ」という。）に移行した。

なお、旧システムは、端末が大きくて重く持ち運びに不便なため、ペーパレスでの説明などの活用が難しく、また、カメラ・マイクが内蔵されていないためWeb会議に対応できない、さらに、テレワーク接続数に上限があるなど、多様で柔軟な働き方の妨げとなっているなどの課題が指摘されていたところである。

(b) 国家公務員関連法令等質疑応答システム

人事院が所管する制度に関する照会記録は、人事院において統一されたものはなく、担当別に紙媒体や任意様式の電子媒体で保存されているものが多く、照会を受けてから過去の記録等を確認し、回答内容を部内で検討するなどした上で実際に回答するまでの一連のプロセスに時間を要している。また、人事院が所管する各制度は各府省等の各官署レベルで運用されているため、人事院担当の回答の遅滞は、照会した各府省等管理部門の業務に影響を与えることとなる。

人事院が所管する制度への照会に関する業務が抱える上記課題の解決を図るため、2022年度（令和４年度）中に新たな情報システムを整備し、2023年度（令和５年度）から運用を開始する予定としている。

(c) 人事院ホームページ

人事院ホームページシステムは、人事院の行う人事行政施策全般の周知・広報、国家公務員試験採用情報ナビをはじめとした国家公務員の人材確保活動の玄関口としての役割を果たしている。

人事院ホームページシステムは現在、第一期政府共通プラットフォーム上にて運用しているが、その利用期限である2023年度（令和５年度）末までに、他のプラットフォームへの移行を行うことが必須である。

　また、現行のページデータは、アクセシビリティチェックで多くのエラーが検出されているという課題もあり、今後は、重点計画に従い、政府ウェブサイトの標準化・統一化のためのデザインシステムに則ったシステムを構築する必要がある。

(3) 計画目標

(a) 人事院ネットワーク（ガバメントソリューションサービス）

ＧＳＳでは、最新の機器環境（Microsoft365 E5、マイク・カメラ内蔵の軽量モバイル端末）を採用し、人事院全体を無線ＬＡＮ化することにより、院内での端末の自由な持ち運びを可能とし、自己端末でのWeb会議の主催が可能とすることで、ペーパレス・テレワークなど多用で柔軟な働き方を実現することを目指す。

また、Teams等を利用したグループワーク・コラボレーションを推進するとともに、Microsoft365の様々な最新アプリを活用することにより、高度化する行政事務の生産性を向上させる。

さらに、ゼロトラストセキュリティを採用し、クラウドを利用することにより、サイバーセキュリティに係るリスクへの対応を行う。

将来的には、ＧＳＳの機能を十分利活用することにより、人事院内の業務改革につなげ、人事院におけるデジタルトランスフォーメーションを推進していくことを目標とする。

ＫＰＩ：以下の指標を踏まえ、上記に掲げる取組を推進する。

●テレワーク実施者数（人/日）

2021年度（令和３年度）：７１人/日

2022年度（令和４年度）以降：前年度実施者数以上

●人事院全体でのＰＰＣ用紙の購買量（ペーパレス化）

2021年度（令和３年度）：39386.13kg/年

2022年度（令和４年度）以降：対前年度10％減

(b) 国家公務員関連法令等質疑応答システム

当該システムの運用を2023年度（令和５年度）から開始し、人事院における制度照会等業務に共通する情報・データを一元管理し、過去の記録等の検索を迅速に行えるようにする。

また、集約されたデータから得られる制度照会の傾向等から、照会対象である制度そのものに対するインサイト（気づき）の獲得を図る。

　(c) 人事院ホームページ

　　　システムの要件定義、設計・開発においては、デジタル庁のガバメント・クラウド担当、政府共通ウェブサイト担当と連携・調整を図りつつ、2023年度（令和５年度）中に、ガバメント・クラウドへ移行するとともに、政府ウェブサイトの標準化・統一化のためのデザインシステムに則った情報システムの整備を図る。なお、当該システムを２(1)に記載する優先的に取り組むべきシステムと定める。

# 2.デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の３割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

このため、ＰＭＯに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウド移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、ＰＭＯにおいて実施状況を監理する。

(2) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつＰＭＯにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、ＰＭＯ・ＰＪＭＯの推進体制の強化を図る。

(3) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

人事院においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、見直しの対象となっている規制が計23件あるが、見直しを行うにあたり、システム整備を必要としているものはない。

以　上